

『区分経理から消費税申告書まで 留意点をまとめ公表—国税庁』

国税庁はこのほど、区分経理から消費税申告書の作成までの流れと留意点を取りまとめて事業者向けに公表した。消費税の仕入れ税額控除の適用を受けるためには、区分経理に対応した帳簿及び区分記載請求書等の保存が必要となる。日々の記帳から、売上げや仕入れを税率ごとに区分しておくことが合理的。年間取引を集約した課税取引金額計算表を作成する際には、元帳の勘定科目ごと、税率ごとの取引の合計額から、区分された課税売上げ及び課税仕入れを集計。その内容を基に、課税売上げと課税仕入れを適用税率ごとに消費税申告書及び付表に転記して消費税額を計算する。

○旧税率が適用された取引については、軽減税率との間で地方消費税の割合が異なるため、区分経理では分けて記載する。○店内飲食と持ち帰りを税込同一価格で販売する店舗においては、販売時点で顧客に意思確認を行うなどして、判定した適用税率に基づき区分経理を行う。○誤った税率に基づいた税込対価のレシートを受領した場合は、取引の事実に基づくレシートの再交付を依頼する。また、必要事項が記載されていない請求書等を受領した場合も再交付を依頼するか、取引の事実に基づいて「軽減税率の対象品目である旨」「税率ごとの対価の合計額」を追記する。



『相続登記申請を義務付け 所有者不明土地対策で法制審』

報道によると、法務省の法制審議会は所有者不明土地対策について原案をまとめた。(1)不動産を相続する人が誰なのかをはっきりさせるため、被相続人が亡くなった際に相続登記の申請を義務付け、手続きを簡素化する。一定期間のうちに登記しなければ罰則を設ける(2)遺産分割を協議できる期限を「10年」と定める(3)「所有を巡って争いが起こっておらず、管理も容易にできる」のを条件に、所有権の放棄を可能にする。法人による放棄は引き続き認めない。放棄された土地はいったん国に帰属させ、地方自治体が希望すれば取得できる—など。登記を怠った相続人への罰金は「10万円以下」や「5万円以下」などの案が検討されている。法制審は年内に案をとりまとめ、意見公募を経て答申を出す。法務省は来秋にも想定される臨時国会に民法や不動産登記法の改正案の提出を目指す。現在、相続登記

する際はすべての相続人を挙げて申請する必要がある。被相続人の出生から死亡までの戸籍の提出を求めるなど煩雑な手続きが必要。新制度では被相続人の死亡を証明する書類があり、自分が相続人の一人と証明できれば、相続人全員がそろわなくても簡易的に登記できるようにする。売買や賃借など取引希望の外部の人にとって問合わせ先を明確化できる。



出典元: 日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます